

施策 9 高齢者虐待の防止

めざす姿

○高齢者に対する虐待を社会全体で未然に防止するとともに、関係機関の連携・協働により、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた高齢者の保護と本人の意思を踏まえた支援、養護者の支援等が行われている。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

（１）高齢者の虐待防止等に関する相談対応

- ・ 高齢者虐待相談センターを中心に、いきいき支援センター及び区役所・支所において、高齢者虐待に関する相談対応を実施しています。

（２）相談窓口の周知等

- ・ 高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応を目的として、虐待相談窓口の周知等を実施しています。

（３）虐待相談窓口の対応力向上

- ・ 相談窓口職員の対応スキル向上のための研修等を実施しています。

○実態調査結果

- ・ 高齢者虐待の相談窓口について、「窓口を知らない」が約６割で最も高く、次いで「市役所・区役所・支所」が約２～３割となっています。

<課題>

○高齢者虐待防止等に関する啓発

- ・ 高齢者虐待の防止等のため、市民向けの講演会の開催等により啓発に取り組んでいますが、高齢者虐待の通報や相談の窓口を知らないとの回答が約６割と最も高い割合を占めており、相談窓口の更なる周知を図る必要があります。

○虐待相談窓口の困難ケースへの対応力向上と関係機関の連携強化

- ・ 虐待に関する事案が複雑化している中、市民や関係機関からの相談に適切に対応するため、区役所・支所及びいきいき支援センター職員の対応力向上を図るとともに、関係機関の連携した支援を進めるための取り組みが必要です。

施策の展開

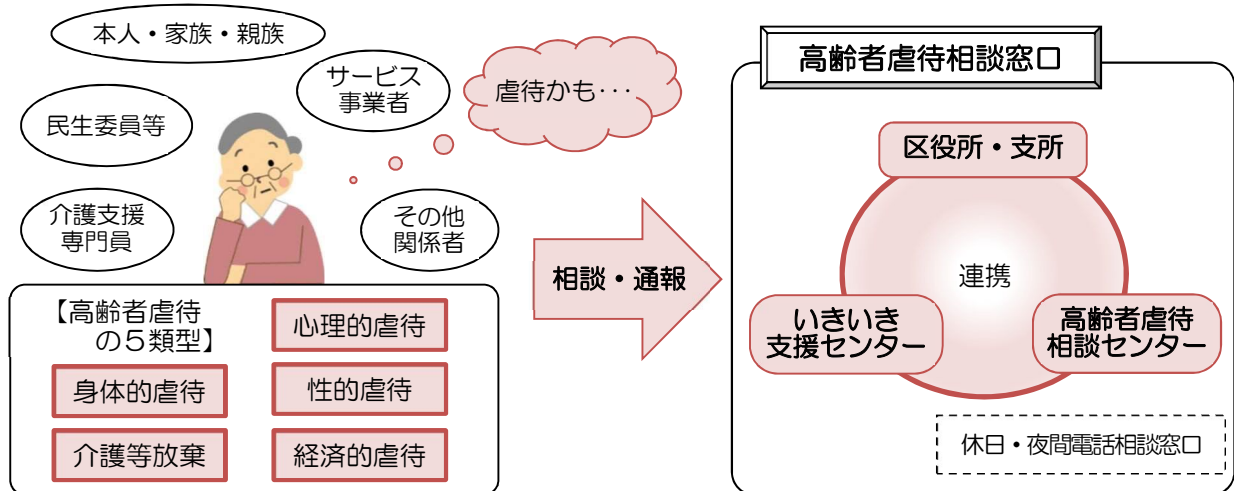
○高齢者虐待相談窓口等の周知

高齢者を虐待から守り、地域社会で尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、相談窓口である区役所・支所、いきいき支援センター及び高齢者虐待相談センターの更なる周知を図り、虐待の防止や早期発見・早期対応につなげます。

○困難ケースへの適切な対応

虐待に関する事案が複雑化する中、被虐待者や養護者の支援を適切に行うため、区役所・支所及びいきいき支援センター職員の対応力向上を図るとともに、関係機関の一層の連携を進めます。

<高齢者虐待相談支援の流れ>



※ 必要な医療や介護サービスの利用を拒否するいわゆる「セルフ・ネグレクト」については、高齢者虐待に準じて対応します。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
高齢者虐待相談センターの運営	高齢者虐待に関する関係者や関係機関からの相談に応じるとともに、面接相談・法律相談や「介護者・養護者こころの相談」等を実施	相談件数 352 件 相談窓口職員に対する研修 3 回 講演会 1 回	相談窓口職員に対する研修 3 回 講演会 1 回
高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口の設置	土日・祝日・時間外の電話相談を実施することにより、24 時間 365 日の相談体制を確保	相談件数 39 件	実施
高齢者虐待防止ネットワーク支援会議の開催	処遇困難ケースについて、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者、行政関係者等で構成する会議を開催	開催回数 79 回	実施
高齢者短期入所ベッド確保等事業の実施	家族等からの虐待により緊急に高齢者を保護する必要が生じた場合に備え、予め短期入所用ベッドを確保	実利用者数 50 人 延べ利用日数 2,997 日	実施

施策 10 認知症の人と家族に対する支援の充実

めざす姿

○認知症になっても、本人の意思が尊重され、認知症の人と家族が地域社会を構成する一員として自分らしく暮らすことができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

(1) 認知症に関する施策の総合的な推進

- ・名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例に基づき、市、市民、事業者、関係機関が一体となって認知症に関する取組みを総合的に推進しています。
- ・認知症の人やその家族の意見を把握する機会として、本人ミーティング等を開催しています。
- ・令和 6 年 1 月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

(2) 市民の理解の促進

- ・認知症の相談窓口や認知症施策について周知を行うとともに、小中学生をはじめとする幅広い世代に対し、認知症サポーターの養成を推進しています。
- ・認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みの構築について検討しています。(チームオレンジ)

(3) 認知症の予防、早期発見の推進、医療・介護提供体制の充実

- ・もの忘れ検診の実施や認知症初期集中支援チームによる自宅訪問等の活動により、認知症の早期発見・早期支援を推進しています。
- ・早期発見・早期支援の更なる推進のため、もの忘れ検診の精密検査の費用助成や、いきいき支援センターによる診断後支援等を実施します。(令和5年10月)
- ・認知症疾患医療センターの4か所目を設置するとともに、令和6年度に5か所目を設置するための準備を実施します。また、6か所目以降の更なる拡充について検討しています。

(4) 事故の防止と救済

- ・認知症の人が行方不明となった際の事故を未然に防ぐため、はいかい高齢者おかえり支援事業及びはいかい高齢者捜索システム事業を実施しています。
- ・認知症の人による事故に係る損害を救済するため、なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業を実施しています。

(5) 地域における相談支援の充実

- いきいき支援センター等における相談支援を実施するとともに、家族教室や家族サロン、ピアサポートを重視した家族支援プログラムを実施しています。
- 認知症カフェの設置を推進するとともに、内容の充実について検討しています。
- 若年性認知症の当事者によるピアサポート活動を実施しています。

(6) 権利擁護支援の充実

- 成年後見制度の利用を促進するため、成年後見あんしんセンターにおいて、制度に関する広報・啓発や相談支援、担い手の育成等を実施しています。
- 障害者・高齢者権利擁護センターの4か所目を設置します。(令和6年3月)

○実態調査結果

(1) 認知症のイメージ・家族が認知症になったときに不安なこと

- 「だれもがなる可能性がある」「身近な病気である」と回答した割合が高く、「よくわからないから怖い」と回答した割合も約4割ありました。
- 認知症による行動障害に対する不安についても、高齢者、若年者ともに約6～8割程度と高い割合でした。

(2) 認知症の相談機関や施策について、利用したいもの

- 高齢者、若年者ともに「いきいき支援センター」を挙げる人が最も多く、「認知症初期集中支援チーム」、「認知症疾患医療センター」が続きました。

(3) 特に力を入れてほしい認知症施策

- 高齢者では、「早期診断する仕組みづくり」が約5割、「介護者の負担軽減」や「認知症に詳しいケアマネジャー等の養成」、「入院を受け入れる医療機関の充実」が約4割となっています。
- 若年者では、「早期診断する仕組みづくり」と「介護者の負担軽減」が約5割と高い割合でした。

<課題>

○ 市民の理解の促進

- 認知症のイメージについて、「よくわからないから怖い」と回答した割合が高く、市民が認知症に関する正しい知識と理解を深めることができるよう、認知症そのものや相談窓口、認知症施策について積極的に広報啓発を行う必要があります。

○ 認知症の早期診断・早期支援の推進

- ・特に力を入れてほしい認知症施策として、「早期診断する仕組みづくり」と回答した割合が高く、MC I（軽度認知障害）の段階での早期診断・早期支援の重要性に関する研究報告や新薬の開発などを踏まえ、早期診断・早期支援に関する取組みを強化する必要があります。

○ 相談支援体制や医療・介護提供体制の更なる強化と各機関の連携した支援の推進

- ・認知症と診断された人の早期支援に対応するため、いきいき支援センター等の相談支援体制を強化し、診断後支援を充実させる必要があります。
- ・認知症の人の増加が見込まれる中、急性期対応や専門医療相談等に対応する認知症疾患医療センターの拡充を進めるとともに、いきいき支援センターやかかりつけ医、はち丸在宅支援センター等とのきめ細かな連携を推し進め、認知症と診断された方の診断から医療・介護に至る一体的な支援を推進する必要があります。

○ その他

- ・第8期計画期間中で検討を進めた取組みについて、着実に実施する必要があります。（チームオレンジの設置、認知症カフェの運営支援の拡充）
- ・認知症になっても、本人の意思が尊重され、自分らしく暮らせるよう、認知症の人の意思決定支援を進める必要があります。

施策の展開

○ 認知症に関する施策の総合的な推進

認知症の人と家族が安心して暮らせるまちを実現するため、市、市民、事業者、関係機関が一体となって認知症に関する取組みを総合的に進めます。

認知症基本法に基づく「認知症施策推進基本計画（国計画）」の策定など、国の動向を注視しつつ、新たな取組みの検討など、認知症施策の更なる充実を図ります。

○ 市民の理解の促進

市民が認知症に関する正しい知識と理解を深めることができるよう、認知症そのものや相談窓口、認知症施策について積極的に広報啓発を行います。また、地域住民や学校、企業等の幅広い世代に対し、認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みである「チームオレンジ」の設置を進めます。

○認知症の予防、早期発見の推進、医療・介護提供体制の充実

もの忘れ検診の精密検査費用助成や診断後支援の充実など、認知症の早期発見・早期支援の更なる推進を図るとともに、早期発見・早期対応の重要性について広報を行います。

いきいき支援センターや認知症疾患医療センターの体制強化を図るとともに、はち丸在宅支援センターやかかりつけ医等とのきめ細かな連携を推進し、認知症と診断された方の診断から医療・介護に至る一体的支援を実現します。

○事故の防止と救済

徘徊による行方不明者を早期に発見し、事故を未然に防ぐため、はいかい高齢者おかえり支援事業及びはいかい高齢者搜索システム事業を実施するとともに、認知症の人が起こした事故を救済するため、なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業を実施します。

○地域における相談支援の充実

いきいき支援センター等による相談支援や家族教室、家族サロン等の家族支援事業を引き続き実施するとともに、ピアサポートを重視した家族支援の更なる充実を図ります。また、認知症カフェの設置を進めるとともに、より多くの方に参加いただけるよう、チームオレンジの活用も含め、取組み内容の充実を図ります。さらに、若年性認知症の特性に配慮した就労及び社会参加支援を進めます。

○権利擁護支援の充実

意思決定支援に関するガイドラインの普及など、認知症の人の意思決定支援に係る取組みの充実を図るとともに、成年後見制度をはじめとした、権利擁護支援に関する制度の広報・啓発や相談支援、担い手の確保・育成等を実施します。また、認知症の人に対する虐待の防止及びその養護者に対する支援を進めます。

＜本市の認知症施策＞

名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例

認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、認知症の人と家族をはじめ、すべての市民が安心して暮らせるまち・なごやの実現を目指し、令和2年4月1日に施行しました。

◎認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりのための施策

①認知症に関する施策の総合的な推進

- 地域包括ケア推進会議認知症専門部会の設置
- 認知症地域支援推進員の配置
- 認知症ケアパスの作成
- 本人・家族ミーティングの実施

②市民の理解の促進

- 認知症サポーターの養成と活動支援
- 認知症普及啓発推進事業の実施

③認知症の予防・早期発見の推進 医療・介護提供体制の充実

- いきいき教室の実施
- 福祉会館認知症予防教室の開催
- 認知症予防リーダー養成講座の実施
- 認知症初期集中支援チームの設置
- もの忘れ検診の実施
- 市大と連携した認知症研究
- 認知症疾患医療センターの運営
- 認知症サポート医の養成
- 認知症対応力向上研修の実施
- 認知症対応モデル病院の養成
- 認知症介護指導者の養成

④事故の防止及び救済

- はいかい高齢者おかえり支援事業
- はいかい高齢者搜索システム事業
- なごや認知症の人おでかけあんしん
保険事業

⑤地域における相談支援の充実

- 認知症の人を介護する家族支援事業
- 認知症の人を介護する家族ピアサポート
推進事業
- 認知症カフェの推進
- 若年性認知症相談支援事業の実施
- 認知症コールセンターの運営

⑥権利擁護の充実

- 成年後見制度の利用促進・支援
- 障害者・高齢者権利擁護センター
の運営

施策を推進する事業

＜主な事業＞

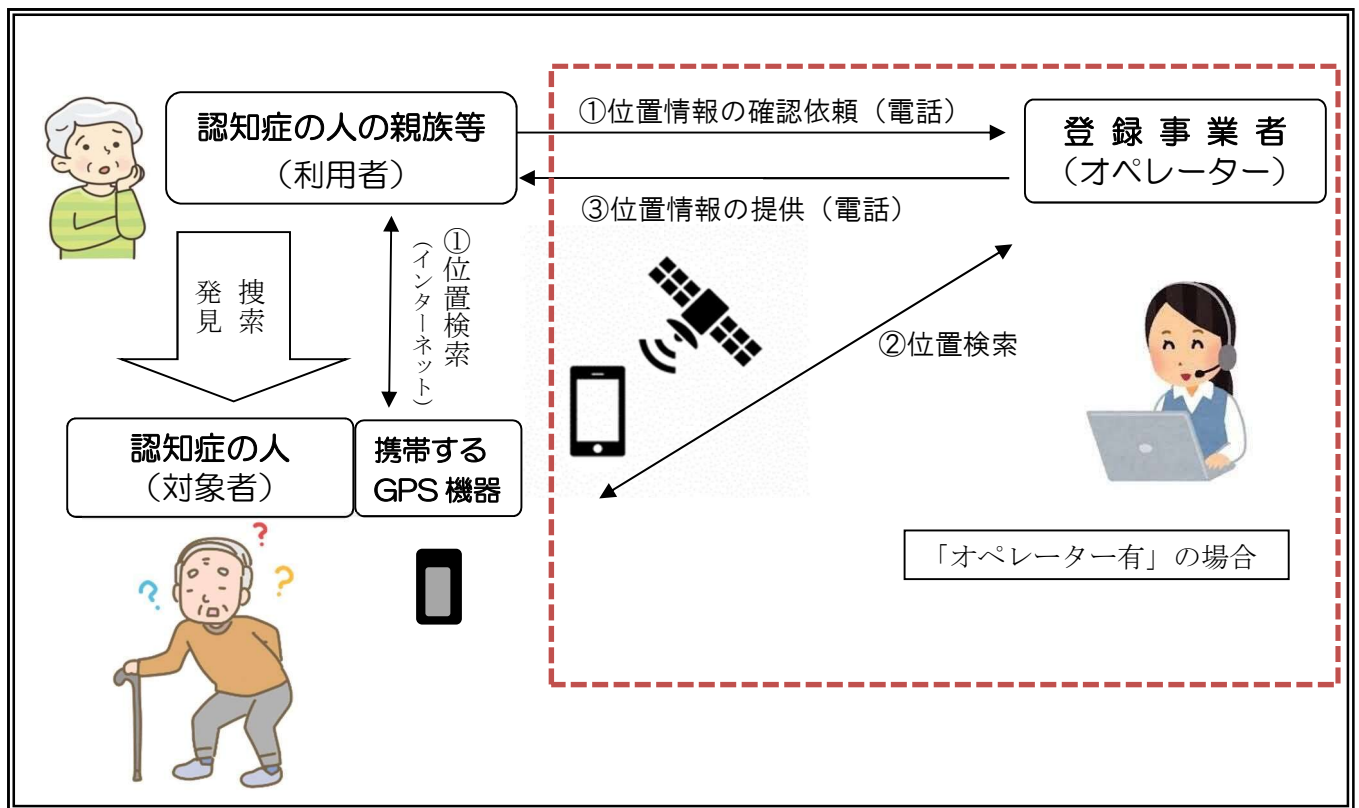
事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
認知症地域支援ネットワークの構築	認知症地域支援推進員をいきいき支援センター等に配置し、保健・医療・福祉関係者等地域の支援機関の連携強化等を実施	認知症地域支援推進員数 32 人	実施
認知症サポーターの養成と活動支援	地域において認知症の良き理解者となる認知症サポーターを養成し、活動支援を実施	養成数 9,075 人 (累計 165,850 人)	養成数 15,000 人 (累計 223,000 人) チームオレンジの設置
認知症普及啓発推進事業の実施	各保健センターにおいて認知症に関する市民向け講演会を開催	開催回数 16 回 参加者数 1,396 人	実施
認知症初期集中支援チームの設置	認知症の人の自宅を訪問し、本人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを各いきいき支援センターに設置	チーム数 29 チーム 支援対象者数 433 人	実施
もの忘れ検診の実施	認知症の早期発見・早期対応を推進するため、問診による認知機能検査を実施するとともに、精密検査の費用助成を実施	受診者数 7,294 人	受診者数 10,000 人
認知症疾患医療センターの運営	保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施する認知症疾患医療センターを 4 か所で運営（令和 6 年 4 月に 5 か所目を設置予定）	運営 4 か所 外来件数 18,893 件 入院件数 8,912 件 専門医療相談件数 6,695 件	運営 9 か所

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
認知症サポート医 養成研修・ かかりつけ医対応 力向上研修・病院の 認知症対応力向上 事業の実施	地域の認知症医療体制の中 核的な役割を担う認知症サ ポート医を養成するととも に、かかりつけ医や病院勤務 の医師や看護師等に対して 認知症対応力の向上のため の研修を実施	認知症サポート医 169 人	認知症サポート医 240 人
はいかい 高齢者お かえり支 援事業の 実施	認知症の人の徘徊による事 故を未然に防止するため、メ ール配信により地域住民等 の協力を得て、徘徊している 方を早期に発見する取組み を実施	メール配信協力者 アドレス数 8,049 件 メール配信数 317 件	メール配信協力者 アドレス数 10,000 件
はいかい 高齢者捜 索システ ム事業の 実施	徘徊による行方不明者を早 期に発見し、事故を未然に防 止するため、GPS を活用し た検索システムの利用に係 る一部経費を助成	利用登録者 206 人	実施
なごや認 知症の人 おでかけ あんしん 保険事業 の実施	認知症の人と家族が安心して 暮らせるよう、認知症の人 が起こした事故について本 人や家族に課される賠償責 任の補償や誰も賠償責任を 負わない場合に支払われる 給付金の支給を内容とする 補償制度を実施	加入者数 2,139 人	実施

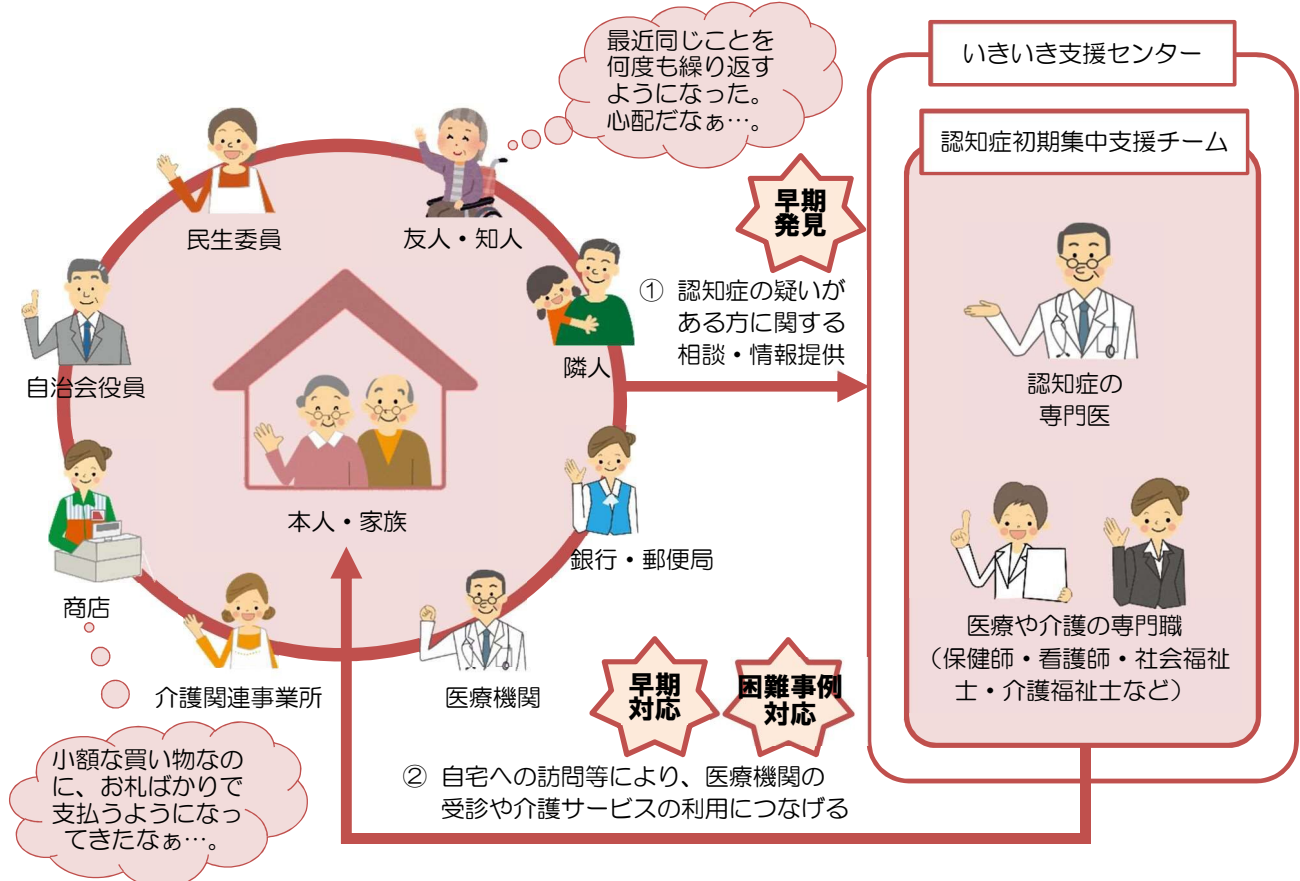
事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
認知症の 人を介護 する家族 への支援	各いきいき支援センターにおいて、認知症の人を介護する家族に対して、介護負担や心理的負担の軽減と、介護者同士の仲間づくりを図るため、家族教室、家族サロン、医師（もの忘れ相談医）の専門相談、認知症サポーター養成講座を実施	家族教室参加者数 1,340 人 家族サロン参加者数 2,377 人 医師専門相談の相談者数 531 人 認知症サポーター養成講座開催回数 536 回 認知症サポーター養成講座参加者数 9,075 人	実施
認知症の 人を介護 する家族 ピアサポ ート推進 事業	認知症の人を介護する家族の負担軽減及び成長を促すことを目的として、ピアサポートを重視した家族支援プログラムを実施	家族支援プログラム 54 人 介護者交流会 実施回数 11 回 参加者数 70 人	実施
認知症カ フェの推 進	認知症の人やその家族、地域住民、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換をする場である認知症カフェについて、開設及び運営に係る相談や助成を実施	登録か所数 232 か所 開設助成 94 か所 運営助成 75 か所	登録か所数 310 か所
若年性認 知症相談 支援事業 の実施	若年性認知症の人への個別支援、本人・家族サロンの運営、若年性認知症に関する啓発講演会等を実施	相談件数 1,539 件 本人・家族サロン実 参加者数 124 人	実施

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
認知症コールセンターの運営	認知症専門の電話相談窓口として、認知症コールセンターを設置し、認知症に関する相談に対応	相談件数 757件	実施
成年後見制度の利用促進・支援	名古屋市成年後見あんしんセンターを成年後見制度利用促進の中核機関として位置付け運営するとともに、成年後見制度の利用を支援するため、市長申立事務や低所得者に対する後見業務等に係る報酬等の助成を実施	市長申立件数 （高齢者） 58件 報酬助成件数 （高齢者） 211件	市長申立件数 （高齢者） 70件 報酬助成件数 （高齢者） 310件
障害者・高齢者権利擁護センターの運営	障害者・高齢者権利擁護センターを3か所で運営し、認知症高齢者等に対する権利侵害や財産管理に関する専門相談に応じるとともに、金銭管理・財産保全サービス等を実施 4か所目を開設・運営 （令和6年3月）	相談件数 （高齢者） 9,228件 継続契約者数 （高齢者） 526件	実施
いきいき教室の実施 （再掲）	各区の保健センター等において、認知症予防、運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等の開催	延べ利用者数 1,961人 ＊新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小	延べ利用者数 17,000人 実施回数 2,700回
福祉会館認知症予防教室の開催 （再掲）	各区の福祉会館において、認知症予防に効果的な取り組みや、「いきいき元気プログラム」の一部を実施するなど、認知症予防に役立つ知識や活動について学ぶ教室を開催	延べ利用者数 20,286人	延べ利用者数 27,000人

<はいかい高齢者搜索システム事業 概要図>



<認知症初期集中支援チーム 概要図>



Ⅲ 自立して生活するには不安がある方への支援

施策 11 介護サービスの提供体制の充実

めざす姿

○介護サービスを必要とする方が、利用者の心身の状況や家族のニーズに合った必要なサービスを適切に利用できる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・在宅サービスについては、民間事業者の新規参入や既存事業所の事業拡大が進んでおり、市内全域で概ね必要な介護サービスの提供を行っています。
- ・総合リハビリテーションセンターの通所リハビリテーション等について廃止が予定されています。
- ・住み慣れた地域での生活の継続に必要とされるサービスである（看護）小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所は整備が進んできており、それに伴い利用者数も増加傾向にあります。
整備を促進するための補助を実施しています。
- ・施設サービスに係る第8期計画の整備目標量は、概ね達成できる見込みとなっています。
- ・厚生院の特別養護老人ホームが令和5年4月1日、令和7年4月1日にそれぞれ100名の定員を縮小することについて、その影響を最小限に抑えるため、多床室型での整備を進めています。
- ・特別養護老人ホームについて、第8期計画において医療的ケアが必要な利用者に対応するための医療対応型特養を整備することとしていましたが、未整備となりました。
- ・特別養護老人ホームについては、職員の確保が困難であること、入所を申し込んでいるが実際に入所に繋がらない等の理由により、一部の施設において、一定の空床が継続して発生しています。また、介護老人保健施設の入所率については、近年低水準で推移し、事業を廃止する施設も生じています。
- ・施設等への入所申込者については減少傾向にあり、特別養護老人ホームの入所申込者については、第8期計画策定時点の令和2年4月1日時点では3,619人でしたが、令和5年4月1日時点では2,526人と大幅に減少しています。

○実態調査結果

- 在宅で介護保険サービスを利用している方で利用している介護保険サービスに不満、やや不満と回答した方が 8.9%おり、そのうち「介護サービスが不足しており、希望のサービスが受けられないから」と回答したのは 19.0%にとどまりました。
- 要介護認定を受けているサービス未利用者の方のうち、サービスを利用しなかった理由として「利用したい（利用できる）サービスがなかった」と回答したのは 4.3%にとどまりました。
- 在宅で介護保険サービスを利用している方のうち、在宅での介護を希望している方は 62.3%でした。一方、今後施設等に入所して生活することを希望している方は、15.0%であり、このうち実際に施設等への入所申込をされていて、空き次第入所する予定の方の割合は 20.3%でした。
- また、要介護認定を受けているサービス未利用者の方については、在宅での介護を希望している方は 63.5%でした。一方、今後施設等に入所して生活することを希望している方が、13.2%であり、このうち実際に施設等への入所申込をされていて、空き次第入所する予定の方の割合は 20.8%でした。
- 特別養護老人ホームへの入所申込者のうち、医療的ケアの必要な方は 30.5%でした。また、入所申込者のうち介護医療院を「まったく知らない」と回答した方が 59.2%である一方、「介護医療院に入所したい」と回答した方は 15.3%であり、「詳しい内容を聞いたうえで検討したい」という方については、54.2%でした。

<課題>

○在宅サービスの提供体制の確保

- 国において、居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及方策などが検討されており、引き続き、市内全域で必要な介護サービスの提供を行うことができる体制を維持することが重要です。

○施設・居住系サービスの計画的な整備

- 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設においては、既存の施設において、一定の空床が継続して生じており、また、特別養護老人ホームについては、新規整備の公募において、応募事業者が減少しています。
- 厚生院の特別養護老人ホームについて、令和 9 年度末に廃止が予定されています。

○医療的ケアの必要な方への対応

特別養護老人ホームへの入所申込者のうち、約 3 割の方が医療的ケアが必要な状況である一方、5 割を超える方が介護医療院の詳しい内容を聞いたうえで入所を検討したいと回答しています。

施策の展開

○地域密着型サービスの普及促進

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、地域密着型サービスの周知や広報に取り組むなど、普及促進に努めます。

○施設・居住系サービスの計画的な整備

- ・施設等への入所申込者については、減少傾向にありますが、入所を申し込んでいる方のうち、2割程度の方は入所待機中の状態です。一方、受入れ側の施設等においては、空床が生じていることから、施設の利用実態等を勘案しつつ、過不足のない整備計画数を見込んでいきます。
- ・特別養護老人ホームについては、新規整備の公募において、応募事業者が減少している状況を踏まえ、新規整備に限らず既存建物の有効活用を進めていきます。
- ・厚生院の特別養護老人ホームの廃止の時期を考慮した整備を進めていきます。

○医療的ケアの必要な方への対応

医療的ケアの必要な方の受入れ先として、介護医療院の整備計画数を適切に見込むとともに、必要な方に利用していただけるよう、ケアマネジャー等への周知や広報にも取り組みます。また、特別養護老人ホームにおける医療的ケアの必要な方の受入状況を把握し、必要な方策を検討していきます。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
特別養護老人ホームの整備	「常に介護が必要で、自宅では介護を受けることが難しい方に対し、食事・入浴など日常生活の介護を行う施設」を整備	運営数 122 か所 定員 9,020 人	定員 9,281 人
介護医療院の整備	「長期にわたり療養が必要な方を対象に、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に行う施設」を整備	運営数 4 か所 定員 285 人	定員 882 人
認知症高齢者グループホームの整備	「認知症の人に対し、少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活を営みながら必要な介護を行う施設」を整備	運営数 205 か所 定員 3,523 人	定員 3,698 人
特定施設入居者生活介護事業所の整備	「有料老人ホーム等のうち、食事・入浴などの介護や機能訓練を入居者に対し行う施設」を整備	運営数 114 か所 定員 5,984 人	定員 6,611 人
民間特別養護老人ホームの整備補助	特別養護老人ホームの整備のために必要な工事費等の補助を実施	3 施設	実施
民間特別養護老人ホームの多床室の改修補助	居住環境の質の向上のため、プライバシーに配慮した多床室への改修経費の補助を実施	2 施設	実施

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
民間特別 養護老人 ホームの 長寿命化 対策補助	特別養護老人ホームの継続的な運営のため、大規模修繕に必要な費用に対する補助を実施	—	実施
医療対応 型特別養 護老人ホ ームの運 営費補助	医療対応型特別養護老人ホームに対し、看護職員の 24 時間配置に必要となる経費の一部の補助を実施	2 施設	年 2 施設
高齢者福 祉施設開 設準備経 費の補助	認知症高齢者グループホーム等を新たに開設する際、開設前 6 月間に係る経費の補助を実施	4 施設	実施
(看護) 小規模多 機能型居 宅介護の 整備補助	市が定める要件を満たす法人が新たに(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を開設する際に要する工事費の補助を実施	整備補助 1 事業所	整備補助 3 事業所 (3 年)

施策 12 介護サービスの質の確保及び向上

めざす姿

○介護を必要とする方やその家族が介護事業所を適切に選択し、安心して質の高い介護サービスを受けられる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・介護サービスの質の確保及び向上のため、本市では介護事業者に対して集団指導、運営指導並びに監査を実施しています。年々介護事業者が増加する中、運営指導については、より一層効率的かつ効果的に実施するため、平成 29 年度から委託業者へその一部について委託しています。また、集団指導については、新型コロナウイルス感染症の感染防止や参加事業所の利便性向上のため、令和 4 年度からオンライン開催としました。
- ・介護サービス事業者による不正請求や利用者の実態に合わないサービス利用について厳正に対処するため、ケアプランチェックをはじめとした「介護給付適正化主要 5 事業」を実施しています。
- ・利用者が事業所を選択する際の参考となるよう、本市では事業者団体と共催で「名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業」を実施するとともに、令和元年度から参加事業者の表彰を実施しています。
- ・利用者が適切な事業者を選択できるよう、サービス内容等の情報をインターネットで公表しています。
- ・感染症に対する備えとして、各事業所において、業務継続計画の策定、必要な研修・訓練、定期的な計画の見直しを行うこと等が求められており、令和 6 年度から義務化されることとなっています。

○実態調査結果

- ・サービス利用者の 8 割以上の方が介護保険サービスに満足していることから、サービス提供状況は概ね良好であると言えます。
- ・サービス利用者の半数以上がケアマネジャーの話を参考に介護事業所を選択している一方、介護サービス情報の公表制度や、サービス事業者自己評価・ユーザー評価については、いずれもサービス利用者の 1 % 台の方しか参考としていませんでした。

＜課題＞

○介護サービスの質の確保及び向上

介護事業者に対する運営指導について、介護事業者の増加に対応するため、指導体制の拡充に努める必要があります。また、介護サービスの満足度をより高めるため、介護サービスにかかる苦情や相談に適切に対応する必要があります。

○適正な保険給付の推進

高齢化が進み介護保険を利用する方が増えることにより、介護給付費は年々増加するなか、介護保険の費用は公費と保険料を財源として運営されていることを踏まえ、給付費適正化の取組みを継続する必要があります。国において、主要5事業を3事業に再編するとともに、実施内容の充実化を図る方針が示されており、より効果的・効率的な取組みが求められています。

○情報公表制度等の周知

サービス選択時に参考としてもらうため、介護サービス情報の公表制度や、名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価については、引き続き周知の必要があります。

○業務継続計画の策定支援

計画策定、研修・訓練、定期的な計画見直しが適切に実施されるよう、各事業所に対して支援する必要があります。

施策の展開

○介護サービスの質の確保及び向上

介護を必要とする方やその家族がどの介護事業所を選択しても質の高い介護サービスを受けられるように、介護事業者の増加に応じた指導体制の拡充に努めながら、介護事業所への運営指導、集団指導等を効果的に行うことで介護保険制度に係る理解を徹底するとともに、利用者からの苦情や相談に適切に対応することにより、介護サービスの質の確保及び向上を図ります。

○適正な保険給付の推進

本市の介護保険制度の適正な運営にあたり、給付適正化について、国の方針を踏まえ、より効果的・効率的な取組みを検討します。

○情報公表制度等の周知

介護を必要とする方やその家族に介護事業所を適切に選択していただけるように、本市が行う介護サービスにかかる情報提供について、周知の取組みを推進していきます。

○業務継続計画の策定支援

計画策定、研修・訓練、定期的な計画見直しが適切に実施されるよう、各事業所に対して支援する取組みを検討します。

施策を推進する事業

<主な事業>

事業名等	事業概要	令和4年度実績等	計画目標
介護事業所の指導	介護サービスの質の確保・向上のため、よりよいサービス提供の実施を目的とした実地指導を実施	運営指導 実施事業所 948 事業所 集団指導 参加率 80.3%	運営指導 実施 集団指導 参加率 85.0%
介護サービス情報の公表	介護保険法に基づき事業所から運営情報にかかる報告を受け、その内容を調査したうえで国が管理する介護サービス情報公表システムにより公表	公表率 98.6%	公表率 100.0%
介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業の実施	事業者団体と共催で、事業者が自らのサービスの提供の現状を正しく把握し、事業運営の改善につなげること、及び評価結果の公表を通じて、市民が事業者を選択する際の指標とすることを目的に実施	参加事業所数 907 事業所	参加事業所数 950 事業所
業務継続計画の策定支援	計画策定、研修・訓練、定期的な計画見直しが適切に実施されるよう、各事業所に対して支援する取組みを実施	策定事業所 自然災害 20.5% 感染症 25.4%	策定事業所 自然災害 100.0% 感染症 100.0%

施策 13 介護サービスを支える人材の確保・定着

めざす姿

○若者から元気な高齢者まで、幅広い世代の方に介護の仕事に対して関心を持ってもらうとともに、介護職員の職場への定着及び能力の向上を図り、安定して介護サービスを提供することができるようにする。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・有識者等を委員とした介護人材確保に関する懇談会を開催し、効果的な介護人材確保対策について検討しています。懇談会では、「人を入れる方法を考えるだけでなく、定着支援を進める必要がある。」「外国人技能実習生の受け入れについても、さまざまな課題があり、行政としての役割が求められる。」などの意見がありました。
- ・福祉人材育成支援助成事業やキャリアアップ研修など、介護職員の確保・定着に向けた取り組みを実施しており、令和 5 年度からは介護職員奨学金返済支援事業を開始しています。
- ・介護職員については、介護保険制度において、平成 24 年度より介護職員処遇改善加算が、令和元年度に特定処遇改善加算が創設され、賃金の上昇やキャリアアップへの動機づけに寄与しています。
- ・外国人人材に関する支援として、身分又は地位に基づく在留資格の外国人介護職員に対して、日本語教育を支援（日本語学校の入学金及び授業料助成）する「外国人介護人材育成支援事業」を令和元年度から開始（令和 4 年度に「外国人介護人材日本語学習支援事業」へ名称変更）しましたが、十分に活用されていない状況です。
- ・人材の定着や介護の質の向上を図るため、介護職員の負担軽減や業務の効率化等の生産性の向上につながる介護ロボットの活用を促進する事業を実施しています。

○実態調査結果

- ・介護の仕事に対するイメージとして、介護の仕事は社会的な必要性が高いと感じている方や、身体的に負担が大きいと感じている方の割合が、高齢者、若年者ともに高くなっています。

＜課題＞

○定着支援・人材育成の充実

定着支援・人材育成の観点から、介護現場をマネジメントするリーダーの育成及び支援を引き続き行っていくとともに、介護職員奨学金返済支援事業等の取組みを着実に実施する必要があります。

○処遇の改善

他産業との給与格差の解消に向けての処遇の改善を図っていく必要があります。

○外国人人材に関する支援

外国人人材に関する支援については、本市が行う支援策の実施状況や介護現場での課題などの実態を把握し、市として取り組むべき事項について整理する必要があります。

○介護現場の生産性向上・負担軽減

各種研修や介護ロボット等の活用を促進する取組みを通じ、介護職員の身体的負担の軽減を図るとともに、業務の効率化等の生産性の向上を進める必要があります。また、ハラスメントの防止など、介護従事者が安心してサービス提供が行えるよう、取組みを進めていく必要があります。

○介護職に関する情報発信

介護について市民の理解を深めるとともに、介護の仕事の魅力発信を図っていく必要があります。

施策の展開

○定着支援・人材育成の充実と介護現場の生産性向上・負担軽減

介護人材の確保にあたっては、定着支援・人材育成の充実や介護現場の生産性向上・負担軽減を図るために、すでに行っている有効な取組みを継続しつつ、より効果的な事業の内容や実施方法について検討します。

○外国人人材に関する支援

外国人人材に関する支援については、実績が低迷しており制度継続の必要性が低い「外国人介護人材日本語学習支援事業」に替えて、事業所による一人目の外国人介護人材の雇用にかかる経費を助成するとともに相談窓口を設けて支援する「外国人介護人材等導入支援事業」を実施します。

○介護職に関する情報発信

介護の仕事に新たに関心を持ってもらうことに加え、介護の仕事の魅力を伝えていく取組みを実施します。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
定着支援・人材育成の充実	介護事業所の職員の資格取得等に係る費用助成を行う「福祉人材育成支援助成事業」や介護業務に関連する知識・技術等の習得を図るための「キャリアアップ研修」のほか、介護現場をマネジメントするリーダーの育成や介護職員のキャリア形成を支援する取組みなどを実施	福祉人材育成支援助成事業 659 件 キャリアアップ研修 開催回数 27 回 受講者数 633 名 高齢・障害福祉職員研修 開催回数 46 回 受講者数 889 名 リーダーの育成及びリーダーを支える体制の構築 実施 介護の質の向上に積極的に取り組む事業所を公表 実施 介護・障害福祉職員奨学金返済支援事業 令和5年度開始	年 900 件 受講者数 1,920 名 受講者数 2,700 名 リーダーの育成及びリーダーを支える体制の構築 実施 介護の質の向上に積極的に取り組む事業所を公表 実施 年 75 件

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
介護職に関する情報発信	介護について市民の理解を深めるとともに、介護の仕事の魅力発信を図る取組みを実施	介護の日イベント実施 小中学生向けリーフレットの作成・配布実施 介護職魅力発信動画の制作実施 介護職の担い手のすそ野拡大実施 若者に対する働きかけとなる取組み実施	実施 実施 実施 介護職の担い手のすそ野拡大実施 若者に対する働きかけとなる取組み実施
外国人人材に関する支援	外国人人材の確保に係る事業所の負担軽減を目的とした支援を実施	外国人技能実習生受入支援事業 実施事業所 69 人 外国人介護人材等導入支援事業 令和 6 年度開始	年 120 人 年 10 件
介護現場の負担軽減	介護職員の負担軽減や職場環境の改善を図る取組みを実施	介護ロボット等活用推進事業 セミナー等開催 11 回 介護ロボット導入効果検証事業 2 件	実施 セミナー等の開催 介護ロボット導入効果検証事業 年 2 件

施策 14 在宅で介護する家族等への支援

めざす姿

○必要なときに必要なサービス等を安心して利用することで介護者の心身等の負担をできる限り軽減する。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・市民の方にわかりやすくなるよう工夫したパンフレットを作成し、介護保険制度の市民の理解の促進を図るとともに、「NAGOYAかいごネット」を活用し、介護サービスの利用に役立つ情報等を提供しています。
- ・区福祉課及び支所区民福祉課、いきいき支援センターを通して介護保険制度の広報や情報提供を行っています。
- ・利用者が適切な事業者を選択できるよう、名古屋市介護サービス事業所自己評価・ユーザー評価事業を実施するとともに、サービス内容等の情報をインターネットで公表しています。
- ・育児と親の介護が重なる方（ダブルケア）や、本来大人が担うと想定されている家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）に対する包括的な支援の方法について理解を深めるために、居宅介護支援事業者向けの研修等において情報提供を行っています。
- ・介護保険外サービスとしては、高齢者の排せつケアに関して、在宅介護者等への相談対応のため、コールセンターの設置や、対面・出張相談を実施するとともに、身近な場所でおむつ選びのアドバイスを行う専門家を養成するため、薬局、ドラッグストア等のおむつを販売する店舗の従業員への研修の実施、いきいき支援センター職員等への研修を実施しています。

（参考）排せつケア相談支援事業の主な実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者排せつケアコールセンター	452 件	421 件	1,138 件
対面・出張等での排せつケア相談	—	—	
おむつ選びの専門家養成研修	—	—	91 名 (56 店舗)
高齢者排せつケア対応力向上研修	81 名	82 名	160 名

○実態調査結果

- ・主な介護者の約３割の方が就労しています。
- ・介護に関して困っていることでは、「介護のために、精神的疲労が継続している」、「介護のために、体力的疲労が継続している」の割合が高いです。
- ・また、今後、在宅介護を続けていくためには、「必要なときに介護保険サービスを利用できること」を約５割の方が重視しています。
- ・介護が必要な方のうち約３割の方が排せつ行為に悩みがあります。
- ・介護者の方のうち約３割の方が排せつケアを負担であると感じており、負担の内訳としては、「介護時の臭い・汚れ」「夜間の排せつケア」「おむつ代等の負担」の順で多いです。
- ・高齢者の方のうち約９割の方が排せつケアに関する本市の取組みを知りません。

<課題>

○介護保険制度及び相談窓口の周知

介護を理由とした離職をなくすためには、必要な介護保険サービスを利用していただけるよう引き続き介護保険制度及び相談窓口の周知が必要です。

○ダブルケアやヤングケアラーへの対応

ダブルケアやヤングケアラーなど、介護以外の家族の事情にも配慮した支援が必要です。

○在宅で介護する家族等の負担軽減

- ・必要なサービス利用につなげられるよう、排せつケアに関する本市の既存の取組みの認知度の向上を図る必要があります。
- ・在宅で介護をする家族等の負担軽減を図るため、引き続き、支援の充実を検討する必要があります。
- ・排せつケアに関し、悩みを抱える家族や本人の負担軽減を図り、自立を支援するための体制の整備は進めているが、家族や本人の負担は依然として大きいです。
- ・介護度が重いほど排せつに関する負担が大きく、臭いや汚れ等、ケアの内容に関する負担のほか、経済的負担も大きいです。

施策の展開

○介護保険制度及び相談窓口の周知

介護する家族等の負担を軽減し、介護を理由とした離職をなくすため、必要なときに必要な介護サービスを安心して利用していただけるよう、引き続き介護保険制度及び相談窓口を周知していきます。

○いきいき支援センター及び高齢者いきいき相談室の利用促進（再掲）

センター及び相談室の役割や活動内容を分かりやすく各方面に周知・啓発するとともに、地域の身近な場所でいつでも相談できる窓口を増やしていくことで、認知度の向上を図り、関係機関や民生委員等とも連携して利用を促進します。

○情報公表制度等の周知（再掲）

介護を必要とする方やその家族に介護事業所を適切に選択していただけるように、本市が行う介護サービスにかかる情報提供について、周知の取組みを推進していきます。

○ダブルケアやヤングケアラーへの対応

ダブルケアやヤングケアラーなどの家庭内の介護に関わる問題については、ケアマネジャーが、業務を行う中で育児を含め様々な悩みに気づくことができることから、把握した課題を踏まえたケアプランの作成や、いきいき支援センターや子育て総合相談窓口等の関係機関との連携が図られるよう、研修の充実など、適切な支援に向けた取り組みを行います。

○在宅で介護する家族等の負担軽減

在宅で介護を行う家族等への支援について、充実を図ります。

○排せつケアに関する取組みの推進

家族や本人の負担軽減及び自立の支援のために、認知度の向上を含め、排せつケアに関する既存の取組みを一層推進していきます。

また、排せつケアに関する既存の取組みに加えて、経済的負担を軽減するための支援策の実施方法を検討し、実施を目指します。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
介護保険制度等の周知	市民向けのパンフレットを配布し、介護保険制度及び相談窓口の周知を図るとともに、「NAGOYA かいごネット」を活用し、介護サービスの利用に役立つ情報等を提供	実施	実施
家族介護者教室の開催	介護をしている家族等を対象に、食事や排せつなどの介護方法に関する教室を、「なごや福祉用具プラザ」を始め、市内各地で開催	実施回数 173 回 参加人数 2,969 人 ＊新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小、一部教室を中止	実施
在宅要介護者等寝具貸与事業の実施	要介護 4・5 に認定された市町村民税非課税世帯の在宅高齢者等を対象に、寝具一式を貸与する等により、在宅における高齢者の介護を支援	貸与台数 33 人	実施
家族介護慰労金の支給	要介護 4・5 に認定された市町村民税非課税世帯の在宅高齢者等が、1 年間介護保険のサービスを利用しなかった場合に、現に介護している同居の家族に慰労金を支給	支給人数 19 人	実施

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
高齢者排せつケア相談支援事業の推進	排せつの介助に関する悩みや困り事について相談ができるコールセンターを運営するとともに、おむつ選びの専門家の養成研修を実施	相談件数 1,138 件 おむつ選びの専門家認定者数 91 名（56 店舗）	排せつケアの相談支援 排せつケアに関する経済的負担への支援策 おむつ選びの専門家認定者数 360 名
在宅高齢者訪問理美容サービス事業の実施	外出により理美容サービスを利用することが困難な在宅高齢者に対して、訪問による理美容サービスを提供	利用回数 2,736 回	実施
いきいき支援センターの運営（再掲）	地域包括ケアシステム構築の中核機関として、45 か所（センター29 か所、分室16 か所）を相談拠点として運営	相談件数 400,298 件	実施
高齢者いきいき相談室の設置（再掲）	いきいき支援センターへつながる身近な相談窓口として設置	設置箇所数 298 か所 相談件数 3,012 件	実施
認知症の人を介護する家族への支援（再掲）	各いきいき支援センターにおいて、認知症の人を介護する家族に対して、介護負担や心理的負担の軽減と、介護者同士の仲間づくりを図るため、家族教室、家族サロン、医師（もの忘れ相談医）の専門相談、認知症サポーター養成講座を実施	家族教室参加者数 1,340 人 家族サロン参加者数 2,377 人 医師専門相談の相談者数 531 人 認知症サポーター養成講座開催回数 536 回 認知症サポーター養成講座参加者数 9,075 人	実施

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
認知症の 人を介護 する家族 ピアサポ ート推進 事業 (再掲)	認知症の人を介護する家族 の負担軽減及び成長を促す ことを目的として、ピアサポ ートを重視した家族支援プ ログラムを実施	家族支援プログラム 54 人 介護者交流会 実施回数 11 回 参加者数 70 人	実施
認知症カ フェの推 進 (再掲)	認知症の人やその家族、地域 住民、専門職等、地域の誰も が気軽に集い、楽しく過ごし ながら仲間づくりや情報交 換をする場である認知症カ フェについて、開設及び運営 に係る相談や助成を実施	登録か所数 232 か所 開設助成 94 か所 運営助成 75 か所	登録か所数 310 か所
認知症コ ールセン ターの運 営 (再掲)	認知症専門の電話相談窓口 として、認知症コールセンタ ーを設置し、認知症に関する 相談に対応	相談件数 757 件	実施
介護サー ビス情報 の公表 (再掲)	介護保険法に基づき事業所 から運営情報にかかる報告 を受け、その内容を調査した うえで国が管理する介護サ ービス情報公表システムに より公表	公表率 98.6%	公表率 100.0%
介護サー ビス事業 者自己評 価・ユー ザー評価 事業の実 施 (再掲)	事業者団体と共催で、事業者 が自らのサービスの提供の 現状を正しく把握し、事業運 営の改善につなげることで、 及び評価結果の公表を通じて、 市民が事業者を選択する際 の指標とすることを目的に 実施	参加事業所 907 事業所	参加事業所 950 事業所

Ⅳ 安心して暮らすことができる生活の場の確保

施策 15 状況に応じた住まい・施設の確保

めざす姿

○高齢者が安心して暮らせるバリアフリー化された住まいを選ぶことができるとともに、住まいに困窮する高齢者が適切な住まいを確保することができる。

また、介護サービスのうち、施設・居住系サービスを必要とする方が、適切に必要なサービスを利用できる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・市営住宅においては、福祉向募集や一般募集を通じて、高齢者の入居機会の確保を図るとともに、一般募集において申し込みのない住宅については先着順募集を実施し、住宅困窮者の入居機会を確保しています。
- ・老朽化した市営住宅の建替えの際には、バリアフリー化された住宅を整備するとともに、既存住宅へのエレベーター設置や住戸内の手すり設置などを進めています。
- ・民間住宅においては、サービス付き高齢者向け住宅など、バリアフリー化された高齢者向け賃貸住宅の登録等を実施しています。
- ・住宅型有料老人ホームについては、事業所数・定員数とも近年大幅に増加しています。
- ・施設サービスに係る第8期計画の整備目標量は、概ね達成できる見込みとなっています。（再掲）
- ・厚生院の特別養護老人ホームが令和5年4月1日、令和7年4月1日にそれぞれ100名の定員を縮小することについて、その影響を最小限に抑えるため、多床室型での整備を進めています。（再掲）
- ・特別養護老人ホームについて、第8期計画において医療的ケアが必要な利用者に対応するための医療対応型特養を整備することとしていましたが、未整備となりました。（再掲）
- ・特別養護老人ホームについては、職員の確保が困難であること、入所を申し込んでいるが実際に入所に繋がらない等の理由により、一部の施設において、一定の空床が継続して発生しています。また、介護老人保健施設の入所率については、近年低水準で推移し、事業を廃止する施設も生じています。（再掲）

- ・施設等への入所申込者については減少傾向にあり、特別養護老人ホームの入所申込者については、第8期計画策定時点の令和2年4月1日時点では3,619人でしたが、令和5年4月1日時点では2,526人と大幅に減少しています。（再掲）

○実態調査結果

- ・持ち家に住んでいる高齢者は約8割、借家に住んでいる高齢者は約2割となっているが、ひとり暮らしの方については、持ち家が約6割、借家が約4割となっています。
- ・希望する居住形態として、「市営住宅などの公的な集合住宅に住みたい」が約2割と最も多く、次いで「バリアフリーで、安否確認や生活支援などのサービスのある高齢者向け賃貸住宅に住みたい」となっています。
- ・現在の住まいで困っていることは、バリアフリー化されていないことが約2割と最も高くなっています。

<課題>

○市営住宅への入居機会の確保

- ・市営住宅においては、さまざまな募集方法により、住まいに困窮する高齢者の入居機会を確保する必要があります。

○市営住宅のバリアフリー化の推進

- ・市営住宅においては、バリアフリー化された住宅を整備するとともに、既存住宅へのエレベーター設置や住戸内の手すり設置などを進める必要があります。

○民間住宅における高齢者向け賃貸住宅の登録等

- ・民間住宅においては、バリアフリー化され、安否確認などのサービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅の登録等を実施していく必要があります。

○施設・居住系サービスの計画的な整備（再掲）

- ・特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設においては、既存の施設において、一定の空床が継続して生じており、また、特別養護老人ホームについては、新規整備の公募において、応募事業者が減少しています。
- ・厚生院の特別養護老人ホームについて、令和9年度末に廃止が予定されています。

○医療的ケアの必要な方への対応（再掲）

- ・特別養護老人ホームへの入所申込者のうち、約3割の方が医療的ケアが必要な状況である一方、5割を超える方が介護医療院の詳しい内容を聞いたうえで入所を検討したいと回答しています。

施策の展開

○市営住宅における取組み

市営住宅においては、福祉向募集や一般募集、先着順募集等を通じて、高齢者の入居機会の確保に努めるとともに、市営住宅の建替えの際にはバリアフリー化された住宅を整備するほか、既存住宅へのエレベーター設置や住戸内の手すり設置などを進めていきます。

○民間住宅における取組み

民間住宅においては、バリアフリー化され、安否確認などのサービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅の登録等を実施していきます。

○施設・居住系サービスの計画的な整備（再掲）

- ・施設等への入所申込者については、減少傾向にありますが、入所を申し込んでいる方のうち、2割程度の方は入所待機中の状態です。一方、受入れ側の施設等においては、空床が生じていることから、施設の利用実態等を勘案しつつ、過不足のない整備計画数を見込んでいきます。
- ・特別養護老人ホームについては、新規整備の公募において、応募事業者が減少している状況を踏まえ、新規整備に限らず既存建物の有効活用を進めていきます。
- ・厚生院の特別養護老人ホームの廃止の時期を考慮した整備を進めていきます。

○医療的ケアの必要な方への対応（再掲）

医療的ケアの必要な方の受入れ先として、介護医療院の整備計画数を適切に見込むとともに、必要な方に利用していただけるよう、ケアマネジャー等への周知や広報にも取り組みます。また、特別養護老人ホームにおける医療的ケアの必要な方の受入状況を把握し、必要な方策を検討していきます。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
市営住宅 への入居 機会の 確保	福祉向募集や一般募集を通じて、高齢者の入居機会を確保	福祉向募集 [高齢者向 ・シルバー住宅] 296 戸 一般募集 [単身者向 ・多回数落せん者向 ・高齢者向改善] 557 戸	福祉向募集 [高齢者向 ・シルバー住宅] 実施 一般募集 [単身者向 ・多回数落せん者向 ・高齢者向改善] 実施
市営住宅 のバリア フリー化	既存住宅の建替により、バリアフリー化された住宅を整備 既存住宅の改修により、エレベーターの設置や集会所の手すり・スロープの設置、住戸内の手すり設置や便器の洋式化等のバリアフリー化を実施	R5.3 時点 建替 [着工]162 戸 バリアフリー化 [住戸内]1,021 戸	建替 実施 バリアフリー化 実施
サービス 付き高齢 者向け住 宅の登録 等の実施	バリアフリー化され、安否確認などのサービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅の登録等を実施	実施	実施
住宅型有 料老人ホ ーム	①入浴、排せつ又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のうち、いずれかのサービスを提供する施設	運営数 381 か所 定員 11,593 人 (令和 5 年 4 月 1 日 現在)	実施

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的な理由により、家庭において養護を受けることが困難な高齢者を対象とした施設	運営数 6か所 (うち盲養護老人ホーム 1 か所) 定員 770 人 (うち盲養護老人ホーム 50 人)	実施
軽費老人ホーム	食事の提供や日常生活上の支援を行い、自立した生活をしていただく施設 ※ケアハウス 自炊ができない程度に身体機能が低下した方が対象 ※A型 家庭の事情等で家族と同居できない方が対象	ケアハウス 運営数 18 か所 定員 461 人 A型 運営数 4 か所 定員 490 人	実施
特定施設入居者生活介護事業所の整備 (再掲)	「有料老人ホーム等のうち、食事・入浴などの介護や機能訓練を入居者に対し行う施設」を整備	運営数 114 か所 定員 5,984 人	定員 6,611 人
認知症高齢者グループホームの整備 (再掲)	「認知症の人に対し、少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活を営みながら必要な介護を行う施設」を整備	運営数 205 か所 定員 3,523 人	定員 3,698 人
特別養護老人ホームの整備 (再掲)	「常に介護が必要で、自宅では介護を受けることが難しい方に対し、食事・入浴など日常生活の介護を行う施設」を整備	運営数 122 か所 定員 9,020 人	定員 9,281 人

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
介護医療 院の整備 (再掲)	「長期にわたり療養が必要な方を対象に、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に行う施設」を整備	運営数 4か所 定員 285 人	定員 882 人
バリアフ リーのま ちづくり	「福祉都市環境整備指針」に基づいて、高齢者を始め市民の誰もが安全・快適で気軽に外出でき、社会活動に参加できるまちを目指し、関係機関との連携及び協力を図りつつ、公共建築物、公共交通機関、道路・公園等の整備を推進	推進	推進

施策 16 住まい・施設に関する支援体制の充実

めざす姿

○高齢者が、適切に住まい・施設を選択することができ、安心して住み続けることができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・市営住宅における高齢者への見守り等のふれあい創出事業により、高齢者の孤立を防止する取組みを実施しています。
- ・高齢者の入居を受け入れる民間賃貸住宅について、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく登録住宅の情報提供を行うとともに、その登録を進めています。また、名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会において、居住支援活動のネットワークづくりに向けて検討を進めるとともに、「居住支援ガイドブックなごや（大家・不動産事業者向け）」や住宅確保要配慮者向けリーフレットの発行及び居住支援コーディネート事業を行っています。
- ・高齢者が持ち家を有効活用できるよう、住み替え支援制度等の普及啓発を進めています。
- ・いきいき支援センターや区役所において、施設やサービス付き高齢者向け住宅等に関するご案内を行うとともに、健康福祉局と住宅都市局の連携により、高齢者の入居が可能な民間賃貸住宅に関する情報提供を行っています。

○実態調査結果

- ・住み替えを希望する方が約1割あり、その理由として「収入に合った住まい又は家賃の安いところに住み替えたい」「介護が必要になったときのため又は必要となった」「身体的に現住宅に住み続けるのが不安になった」などが挙げられています。
- ・住み替えにあたり不安なこととして、「金銭的な負担」が約5割と最も多く、次いで「外出・通院が不便になること」「人間関係」「現在の住宅の処分」となっています。

<課題>

○市営住宅の団地コミュニティの活性化

- ・市営住宅において高齢者の孤立を防ぐため、見守り等のふれあい創出事業を継続して実施していく必要があります。

○民間賃貸住宅への高齢者の入居円滑化に向けた居住支援の促進

- ・高齢者の民間賃貸住宅への入居円滑化に向けて、名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会等において、居住支援活動のネットワークや居住支援の仕組みを作っていく必要があります。

○高齢者の持ち家資産の有効活用

- ・高齢者の住み替えニーズや住み替えの不安に対して、住み替え支援制度等の情報提供を行う必要があります。

施策の展開

○市営住宅における取組み

市営住宅における高齢者への見守り等のふれあい創出事業を行い、高齢者の孤立を防止する取組みを継続して実施していきます。

○民間賃貸住宅への高齢者の入居円滑化に向けた居住支援の促進

名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会の活動等を通じて、居住支援活動のネットワークづくりや居住支援の仕組みづくりを進めます。

○高齢者の持ち家資産の有効活用

高齢者が持ち家資産を有効活用できるように、ウェブサイト等での情報提供を実施していきます。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	令和 4 年度実績等	計画目標
市営住宅 ふれあい 創出事業 の実施	75 歳以上の高齢者のみ世帯を対象とした巡回員による見守り支援や、共同菜園の整備等を実施	見守り支援 対象世帯 13,488 世帯	実施
住み替え 支援制度 等の普及 啓発	移住・住み替え支援機構のマイホーム借上げ制度等に関する情報を提供	実施	実施
高齢者住 宅改修相 談事業の 実施	高齢者向けに居室等の改良を希望する方に対して、住宅改修に関する相談・助言を実施	相談件数 203 件	実施
民間賃貸 住宅入居 相談の実 施	住宅確保要配慮者を対象に、民間賃貸住宅に関する情報提供、入居相談を実施	実施	実施
名古屋市 住宅確保 要配慮者 居住支援 協議会の 運営	住宅部局と福祉部局等の関係部局との連携や居住支援団体、不動産関係団体、公的住宅機関等との連携を図り、居住支援活動のネットワークづくりを推進	実施	実施
居住支援 の仕組み づくり	高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化を図るため、名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会の活動を通じて、居住支援の仕組みづくりの取組みを推進	居住支援ガイドブック なごやの発行 住宅確保要配慮者向けリーフレット等の発行 居住支援コーディネート事業の実施	実施

